

東京都遺伝子組換え作物の栽培に係る評価委員会 〈第 1 回議事概要〉

開催日時：平成 18 年 12 月 14 日 13 時

開催場所：都庁第一本庁舎漁業調整委員会室

(事務局)

東京都では、本年度 5 月遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針を策定した。都がこの指針に基づく指導を行う場合の前提になる基準を、評価委員会を設置して作ることになっている。この評価委員会は、委員の自由な発言を妨げないため非公開とするが、議事内容の概要については、HP に掲載し公開する。

(事務局)

これまでの都の経過を資料に沿って説明後、まず基本的な考え方について検討を行う。

(委員)

栽培計画書を提出する際に、国の承認した書類のコピーを添えることとしたほうがよい。都の提出前に、国の許可をとることが前提であることがわかるようにする。

(事務局)

次に指導基準（案）について。

(委員)

この基準の位置づけについて確認を行うと、国は、野生の植物と交雑して生態系を乱すおそれがあるかないかだけで認可しているが、一般の農家と消費が心配しているのは、同じ種の作物に交雑が起こった場合のことである。そのために農作物の価値が落ちたり、有機農産物の認証が使えなくなるなどの被害が起こることが想定されるので、都は基準を設けようとしている。今の段階では遺伝子組換え作物を栽培することにメリットはないが、試験研究をやりたいと言う場合、都として何も用意していないのは問題である。

(委員)

しかし、混乱を避けるため遺伝子組換え作物を隔離するという感覚がある一方、全世界的傾向として、年々より多くの遺伝子組換え作物に由来する食品を消費せざるを得ない。バランス感覚をもって配慮ある内容にしていきたい。

(委員)

イネの交雑する可能性がある野生植物としてイネ属とあるが、雑草化したイネはないということになっている。イネボウシがあるが沖縄にあっても東京にはない。

(事務局)

北海道の基準にはイネ属植物とあるが、京都の指針案では国内に自生植物なしと記載されている。都内で無いのなら、削除してよいか。

(委員)

削除という形ではなく、注釈のような形でつけたほうがわかりやすい。

(委員)

国も統一されていないが、「第一種」の一が算用数字と漢数字が混ざっているが、どちらが本
当か。

(事務局)

確認して統一する。

(委員)

第2の3指導対象の文章の意味が通じない。栽培作物が畑から種がこぼれて自生したものを
言うのか。それならば文章の修正が必要。専門用語では逸出植物という。

(委員)

カルタヘナ法の第1種承認規定で承認されているものは、野生植物と交雑しても生態系は乱
さない。事務局としては、栽培していた遺伝子組換え作物が、他で勝手に生えてしまった場合
も責任を持たせるということか。

(事務局)

野生植物に花粉が飛んで交雑し、その野生植物から近くに畑の一般作物に花粉が行くことは
ないのか。交雑した野生植物から、間接的に交雑が起こる場合を考えている。

(委員)

それはありえる。隔離距離をとっても、同種の野生植物を間に挟んで、一般作物に交雑があ
るということを入りたいのか。

(事務局)

隔離距離内にある、交雑の可能性のある野生植物についても配慮してもらいたい、というこ
とを言いたい。2のほ場の周辺状況で、近くの畑だけを見るのではなく、たとえば、畦に生え
ている野草なども確認してほしいということ。

(委員)

考え方はよい。事務局で適当な文章を考える。

(委員)

4ページの(5)の後作の収穫物の取扱いを「遺伝子組換え作物等の収穫物と同様に処理す
ること」とあるが、「同様に」の内容がわからない

(事務局)

「同様に処理」は、5混入防止措置の(1)～(4)に書いてある収穫物や種子と同じ扱い
をしてほしいという意味。

(委員)

そういう意味ならよい。普通の作物では、実験後のものは畑自身がおろそかになっている。
一般の畑作試験では、後作に影響がでなければそれでよい。

(事務局)

後作については、他の道府県も当該作物と同様に、再生しないよう処理するという考え方で
よいか。かなり詳細に書いているものもあるが、都は、計画書に再生防止などについて記載し
てもらい、それを委員会で検討すればよいと考え、細かく書いていない。

(委員)

ある程度のものを決めておくべき。申請者の側からすると、都の基準としてある程度の目安が見えないと記載が難しい。

後作の収穫物の取扱いについては、もう少し幅広く書くよう、事務局で検討する。

(委員)

6の(1)のモニタリングについても、どれだけのサンプルを調べたらいいのかなど、最小限度のことは必要。これは別に定めるほうがよい。

(委員)

国では、提出された審査書類をみて、これは統計的にどうかという検討をしている。県によって熱心なのは、切実な問題があるところ。東京が切実な状況になれば、それほど細かいことを書く必要があるのか。

(委員)

予防原則を強く出し過ぎると、難しい面がある。いわゆる順応的管理という概念を出す方が適切ではないか。

(委員)

統計的に妥当な数はだしてほしい、ということはある程度よい。出したら審査してあげるといふ姿勢はどうか。規制を強くしようということではない。具体的数字を示すかどうかは別にして、こういう精神でやってくださいという内容を別に定める。

(事務局)

モニタリングは別に定め、もう少し具体性をもたせる。

(委員)

表2の隔離距離をどうするか。指導基準の中に明確に定めるのか、あるいは別に定めるとするのか。

(事務局)

他の道府県はすべて距離を明記している。国の基準に「安全率」として2倍をかけているものが多いが、その安全率についてもかなり議論があった。

(委員)

国の実験は規模が小さい。花粉のもとになる面積を無視して、ただどこまで花粉が飛んだか考えている。面積が大きくなれば、距離も違うはず。

(委員)

国でも議論がある。遺伝子の発生元になる集団の大きさ、あるいは受ける方の集団の大きさによって、値がちがうという議論はある。安全係数を2倍取るというの、論拠があるのか。

(委員)

情報が不足しているので無理に出せないが、国の基準でよいということではない。今は2倍としておくが、面積に応じて変わるので、それを考慮しなければならないと明記しておかなければならない。

(事務局)

距離を記入するにしても、栽培ほ場の規模や状況に応じ、この距離によらず必要な措置をとるよう記載する。

(委員)

対象は、イネ、ダイズ、トウモロコシ、ナタネ、パパイヤの5種となっているが、東京で問題になったのはジャガイモだった。ジャガイモは隔離ほ場におけるものなので、ここで考えなくてもよいが。

(委員)

牧草のアルファルファは、日本でもサラダ用として使うので、栽培したいという農家が出てくるかもしれない。

(事務局)

新潟県では、その他の作物については暫定的な基準を設けているので、同様にしてよいか。

(委員)

その他として暫定基準をいれる。

(委員)

一般ほ場と隔離ほ場を分けているが、一般ほ場は別に定め、隔離ほ場は国の実験指針に準じた隔離距離でよいとするのでは、都の基準と齟齬があるのではないか。隔離ほ場でも理論的には変わらない。

(事務局)

試験研究機関の隔離ほ場という定義が問題になるのではないか。隔離ほ場というのは、一応基準があって隔離ほ場といわれるもの。

(委員)

隔離ほ場といっても、研究所によってかなり中身が違う。

(委員)

国と二重の基準を設ける必要はない。隔離ほ場の定義をきちんとしておけばよい。

(事務局)

北海道の条例を参考にして、試験研究機関、隔離ほ場の定義を入れる。

(委員)

第5の経済的被害について。

(事務局)

これは他県にはないが、都は、経済的被害として、交雑・混入により商品価値の低下や撤去・回収に要する費用の損害賠償など、どういった被害をいうのか指針で示している。こういうものを負担しなさいと明記するのは難しいが、もし交雑混入が起こった場合、遺伝子組換え作物を作っている側が負担する意思があるのか、どのような保証ができるのかを記載してもらうことに問題ないのか。法律的にはどうか。

(委員)

他県でないのは、おそらく非常に難しい問題だから。額がどの程度になるのか。かなりの資産家でなければ栽培できなくなる可能性もある。

(委員)

周辺農家が心配するのは、自分の作物に交雑が起こり、遺伝子組換えになって作物が売れなくなったときに補償してくれるのかということ。

(委員)

一定の基準を作って、どの程度の被害規模になるか決め、その金額を払えるのかという形にすべき。漠然と言われても非常に難しい。

(事務局)

想定しているのは、いわゆる実費弁償だけ。慰謝料や風評被害など漠然としたものは考えていない。

(委員)

範囲は隔離距離の半径内のものか。

(事務局)

距離については、特に決めていない。

(委員)

科学的には隔離距離以上に飛んでいく可能性もあるが、想定されるのはその程度の距離。トウモロコシの花粉が何キロも飛んだとって騒いだが、もともと種子に混じっていたもので、交雑ではなかった事例がある。それが本当に花粉が飛んできたものかどうか、証明された場合のみとすべき。

(委員)

説明する場合の一つの項目として説明会までに準備しておくもの、という趣旨ならわかる。実際の被害になれば、その程度ではすまない。説明会のための、気休め程度のものという感じがする。

(委員)

この文章では、撤去などの費用のみが対象で、販売した場合の収入見込みも含めるとは読めない。それでは対象範囲が狭すぎる。これでは説明会で納得しない。

(委員)

風評被害は除外するが、距離は一概には言えない。ケースバイケース。

(委員)

具体的には、どういう回答を期待しているのか。

(事務局)

支払能力の有無を確認すべきという議論があった。そこも計画書で確認する。

(委員)

都が指導して損害を生じたとして、都に賠償求めることがないように。使用者の責任の範囲を記載しないと、何でも役所だと言われる。

(委員)

逆に、損害についても、都がお墨付きを与えて認めたことにならないか。被害の発生を想定して申請受け付けると、被害と考えるものを都が認めたということになりかねない。裁判にな

ったとき巻き込まれないか。

(委員)

都が認めるということではない。あくまで指導なので、記載内容以外の場合にも対処するよう常に言っておけば、法律的には逃げられる。

(事務局)

この部分は改めて検討する。

(委員)

金額を書かないと、負担可能かどうか、ということにならない。

(委員)

農産物は価格の変動があり、難しい。

(事務局)

周辺の作物の状況で、ある程度の金額は出せる。

(委員)

上限額を決められるか。

(事務局)

それは無理。

(委員)

たとえば大学の研究者が栽培する場合。被害の程度を試算すれば、その妥当性は評価できる。財政的な裏付けや研究者が裁量できる金額がどの程度か記載すれば、おおよそのことがわかる。

(委員)

金額の上限は設けない。事務局の考え方が現れるように、文章を修正する。

(委員)

情報提供について。

この文章では、説明会は2回しなければならないのかと思った。

(事務局)

情報公開が一番の目的。地域の理解を得たうえでやって欲しいという趣旨。計画した時に都へ情報提供するよう求め、相談しながら計画書を作ってもらうことになる。

(委員)

計画書提出までに、都と何回かやりとりをすることか。この文からはわからない。

(事務局)

計画書に、住民との話し合いの概要を記載してもらう。

(委員)

そのことがわかるように整理する。

(委員)

指導と要請の区分けがあるが、都は指導か。

(事務局)

指導である。罰則や強制力はないが、指導の経過を公表する。指導に従わなかった事も公表

する。

(委員)

そこまで公表するのか。それは制裁にならないか。

(事務局)

情報提供しないと、都民に不安を持たせる。どういう指導を行ったかだけを公表する。公表に同意しなくても、場所や個人が特定できるものでなければ公表できる。世田谷区などといった地区名程度まで。

(事務局)

周知の範囲や周知対象者の範囲を設けるべきか。

(委員)

範囲を限らなくてよい。

(事務局)

資料3-5は参考として、今回はこれについての検討は行わない。

(事務局)

その他について。

連絡協議会は、リスクコミュニケーションを図るために設置する。学識経験者として、評価委員会の中から参加してもらいたい。今年度3月に開催を目指している。開催は不定期だが、この基準ができれば、それについて協議したい。2回目の評価委員会の後に開催したい。

(委員)

不定期ではなく、年1回でも定期的に行うべき。消費者などに最新の情報を提供するという意義がある。情報公開の意味もある。